

低入札価格調査制度の導入について

平成31年3月1日

登米市水道事業所水道管理課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、ダンピング受注の防止を図るため、低入札価格調査制度を導入します。

1 制度概要

低入札価格調査制度とは、あらかじめ基準となる価格（調査基準価格）を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認められる場合には、落札者とする制度です。

2 対象

- 総合評価一般競争入札により発注する建設工事
- 管理者が必要に応じて決定する一般競争入札により発注する建設工事

3 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

■調査基準価格（税抜）＝調査基本価格（①+②+③+④）×ランダム係数

①	②	③	④
直接工事費×0.97	共通仮設費×0.90	現場管理費×0.90	一般管理費×0.55

4 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

■失格基準価格（税抜）＝①+②+③+④

①	②	③	④
直接工事費×0.92	共通仮設費×0.85	現場管理費×0.85	一般管理費×0.50

5 調査対象者

低入札価格調査基準価格を下回った場合で、最も入札金額の低い者または総合評価一般競争入札における総合評価点が最も高い者が調査対象者となります。

6 調査の方法

開封の結果、調査基準価格を下回る入札者がいた場合は、以下の事項について資料等の提出を求め、低価格においても適正な履行がなされるか否かを判断します。

- (1) 入札価格積算の根拠に関する事項
- (2) 施行体制及び労務、資材等の調達等に関する事項
- (3) 施行実績等に関する事項
- (4) 信用状況
- (5) その他

7 適用年月日

平成31年4月1日以降に発注する案件から適用

低入札価格調査制度

予定価格超

予定価格

予定価格以下
(調査対象者がいないとき、最も入札額の低い者又は最も総合評価点が高い者が落札者となる。)

低入札価格
調査基準価格

※調査対象者
(調査対象者がいた場合には、落札決定を保留し、調査する。最も入札額の低い者又は最も総合評価点が高い者から調査する。)

失格基準価格

失格

参考：最低制限価格制度

予定価格超

予定価格

予定価格以下
(最も入札額の低い者が落札者となる。)

最低制限価格

失格

【添付データ】

- 登米市水道事業低入札価格調査制度実施要綱
- 低入札価格調査資料の作成について
- 各種様式（様式1、様式2、別紙1～別紙7）

問い合わせ先：登米市水道事業所 水道管理課 出納管財係 TEL0220-52-3314
FAX0220-52-3316

登米市水道事業低入札価格調査制度実施要綱

平成 31 年 2 月 5 日
登米市水道事業告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、登米市水道事業所が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 1 項（施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を直ちに落札者としなすこととする必要がある場合の手続き（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 登米市水道事業事務決裁規程（平成 17 年登米市水道事業管理規程第 7 号）別表水道管理課の契約の 2 に規定する決裁権者をいう。
- (2) 競争入札等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (3) 契約担当課長 登米市水道事業競争入札契約業者指名委員会規程（平成 17 年登米市水道事業管理規程第 32 号）第 5 条第 2 項の委員のうち水道管理課長の職にあるものをいう。
- (4) 工事担当課長等 当該建設工事を所管する課室等の長の職にある者をいう。
- (5) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格をいう。
- (6) 調査基本価格 調査基準価格を算出するための基礎となる価格をいう。
- (7) 失格基準価格 低入札価格調査を行わず入札を失格とする場合の基準となる価格をいう。
- (8) 落札候補者 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の入札価格で入札した者をいう。
- (9) 低価格入札 落札候補者のある入札をいう。

(対象工事)

第 3 条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札等により落札者の決定を行うもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 10（施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）において最低制限価格を設定しない競争入札等
- (2) 第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札
(調査基本価格の算出方法)

第4条 調査基本価格は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、調査基本価格を予定価格に10分の7を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額の範囲内で定めることができる。

3 前2項の規定により算出された調査基本価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（調査基準価格の算定方法）

第5条 調査基準価格は、調査基本価格に0.99001から1.00998までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、開札の直前に設けるものとする。

（失格基準価格の算出方法）

第6条 失格基準価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とし、当該合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 直接工事費に10分の9.2を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の8.5を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の5を乗じて得た額

第7条 調査基準価格及び失格基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 登米市水道事業管理者は、対象工事に係る入札を公告し、及び入札を執行するときは、必要に応じて次の事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を保留し、調査の上、後日落札者を決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に必要な書類の提出及び事後の事情聴取等の調査に応じなければならないこと。この場合において、不誠実な行為（虚偽記載を含む。）があったときは、登米市指名停止基準に基づき指名停止を受ける場合があること。

(入札の執行)

第9条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

2 前項の場合において、低価格入札になる入札価格のうち、失格基準価格を下回る場合は、当該入札者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

3 前項の場合において、全ての入札者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回るときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第10条 工事担当課長等及び契約担当課長は、前条第1項の規定により入札が保留となったときは、落札候補者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の確保の観点から支障がないかどうか（以下単に「落札の適否」という。）を調査するものとする。

2 前項の調査は、落札候補者（落札候補者が複数ある場合にあっては、最低の入札価格をもって入札した者）からの低入札価格調査に係る関係資料の提出、事情聴取、関係機関への照会その他の方法により行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性並びに労務、資材等の調達等の適否に関する事項
- (2) 施工能力の適否に関する事項
- (3) 落札候補者の経営状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認めた事項

3 工事担当課長等及び契約担当課長は、調査を終了したときは、低入札調査結果を登米市水道事業競争入札契約業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に報告しなければならない。

(履行能力確認調査結果の審議)

第11条 指名委員会は、前条の調査結果に基づいて落札の適否を決定しなければならない。

(落札者の決定)

第12条 登米市水道事業管理者は、指名委員会の審議の結果、当該契約の履行が確保できると認めた場合は、落札候補者を落札者と決定し、直ちにその旨を入札結果通知書（様式第1号）により全ての入札参加者に通知する。

2 登米市水道事業管理者は、指名委員会の審議の結果、当該契約の履行が確保できないと認めた場合は、落札候補者を落札者とせず、その旨を低入札価格調査結果通知書（様式第2号）により通知する。この場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格又は総合評価一般競争入札を適用した対象工事にあつては総合評価点の最も高い評価点に次いで高い評価点の者の入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の場合は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項後段に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回ったときは、第10条、第11条並びに第12条第1項及び第2項前段の規定を落札候補者がある場合に限り準用する。

（落札者等に対する通知）

第13条 登米市水道事業管理者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知するとともに登米市公共工事等発注見通し等の公表に関する要領（平成17年登米市告示第286号）に基づき公表するものとする。

2 前条第3項の規定を適用してもなお落札者が決定しないときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札参加者に対してその旨を通知するものとする。

（電子入札の場合の通知等）

第14条 入札を電子入札により執行する場合において、この要綱における入札者に対する通知等は、電子入札システムにより行うことができるものとする。

（監督体制の強化等）

第15条 工事担当課長等は、低入札価格調査の対象者を落札者として請負契約を締結したときは、当該工事について適正な施工管理が図られるよう十分な指導監督に努めるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項は、登米市水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第12条第1項関係）

入札結果通知書

年 月 日

入札参加者 様

登米市水道事業管理者

このことについて、低入札価格調査の結果、下記の工事の落札者が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1 工事名

2 落札者

3 落札金額 円（税抜）

様式第2号（第12条第2項関係）

低入札価格調査結果通知書

年 月 日

様

登米市水道事業管理者

このことについて、貴社から提出のあった調査書類及び事情聴取を経て、審査を行った結果、下記の工事の落札者として認められなかったため、通知します。

記

- 1 工事名
- 2 入札金額 円（税抜）
- 3 落札者として認められなかった理由

低入札価格調査資料の作成について

平成31年3月1日

1. はじめに

本工事は、登米市水道事業低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査基準価格を設定しています。調査基準価格を下回る入札があった場合は落札を保留し、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。

2. 留意事項

- (1) 低入札価格調査回答書（様式1）に、必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ水道事業所が指定する提出期限までに提出願います。提出期限までに提出がない場合は、低入札価格での入札は失格となります。提出方法は、電子入札システムによる提出（2MG以内のPDFファイル）もしくは水道事業所水道管理課出納管財係へ1部提出してください。
- (2) 低入札価格調査回答書中、「別紙可」とあるものは、別添の「別紙1～別紙7」での提出もしくは任意様式で提出してください。該当がない場合は、該当なしと記入してください。
- (3) 提出期限後の調査資料の差換え及び再提出は認めません。ただし、水道事業所から調査資料の補足等を求められた場合は、指定の期限までに提出してください。
- (4) 調査資料に基づき調査した結果、事情聴取等を行う場合があります。
- (5) 調査資料の作成等に係る費用は調査対象業者の負担とします。
- (6) 調査資料は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、提出した回答書等に虚偽の記載をした場合は、登米水道事業競争入札参加指名停止基準に基づき指名停止を行う場合があります。

3. 調査対象者を落札者とししない判断基準

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者としません。
 - ①調査対象者が、調査に応じないとき又は調査において求めた資料を正当な理由がなく提出期限まで提出しないとき。
 - ②配置技術者が、入札公告及び設計図書等に示した条件を満たしていないとき。
 - ③調査対象者が契約締結の意思がないことを確認したとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者とししない場合があります。
 - ①入札金額の積算において、水道事業所の示した仕様を満たしていないとき。
 - ②工事費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と判断されるとき。
 - ③明らかに採算割れの受注になっているとき。
 - ④施工体制の見通しがなく、契約の履行が困難と見込まれるとき。
 - ⑤その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

4. 調査の辞退

都合により低入札価格調査を辞退する場合は、水道事業所水道管理課出納管財係あて低入札価格調査辞退届（様式2）を速やかに提出してください。（電子入札システムによる提出もしくは紙ベースでの提出）この場合は、当該入札は失格となり落札者とはなりません。

5. 低入札価格調査の内容

調査内容は次のとおりです。誤記載や記載漏れがないように留意してください。

1 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否に関する事項

- ① 入札価格に係る工事費内訳書と仕様書の整合
- ② 入札価格に係る工事費内訳書の積算の適否
 - ・ 違算の有無
 - ・ 安価な積算の根拠及び理由
- ③ 利益見通し

2 施工体制及び労務、資材等の調達等の適否に関する事項

- ① 配置技術者の適否
- ② 下請・資材調達計画の適否
 - ・ 下請内容・下請予定業者・落札候補者との関係
 - ・ 調達資材・調達予定業者・落札候補者との関係
- ③ 労務者の調達計画の適否
 - ・ 予定労務単価の妥当性
- ④ 本工事の施工に必要な主な機械調達等の適否
 - ・ 調達（手持ち）機械の状況
- ⑤ 本工事の施工に必要な手持ち資材の適否
 - ・ 手持ち資材の状況

3 施工能力の適否に関する事項

- ① 過去の公共工事の施工実績及び成績状況
- ② 現在の手持ち工事状況

4 落札候補者の信用状況に関する事項

- ① 信用状況
 - ・ 建設業法違反及び指名停止の有無
 - ・ 賃金不払の状況
 - ・ 下請代金の支払遅延状況

5 その他の必要な事項

- ① 経営状況